

○「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」の実施について」の一部改正 について

平成16年3月1日 消安セ業第160号
各都道府県消防設備保守協会理事長(会長)あて
財団法人日本消防設備安全センター理事長

このたび、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」の実施について」（平成8年消安セ業第122号）の一部を下記により別添のとおり改正いたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、貴協会制定規程等改正のご参考としていただきたくよろしく申し上げます。

記

1 主な改正点

- (1) 点検済票の交付価格の算出方法を簡素化した。
- (2) 協会発行の点検済票以外の表示をしないこと等、表示登録会員の責務をより明確にするための規定の整備を図った。
- (3) 休眠会員について登録更新をしないことができる規定を新たに設けた。
- (4) 表示登録会員が加入すべき損害賠償責任保険について、過去の点検による事故における賠償額の事例等に鑑み、支払限度額及び免責額(自己負担額)を引き上げた。併せて、「事業活動包括担保特約」を新たに付加することとした。
- (5) 点検済票の表示位置及び表示登録会員が点検するものとして示されている消防用設備等の種類を、点検要領で示されている名称に対応して整理した。
- (6) その他、用語の整理等を行った。

2 今回改正する規程等及び実施時期

番号	題名	実施時期
1	「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」の実施について	平成16年4月1日
2	別添1 消防用設備等点検済表示制度推進要綱	同上
3	別添3 消防用設備等の点検業務に係る損害賠償責任保険事務取扱いについて	平成16年10月1日
4	別添4 消防用設備等点検済票交付価格積算の考え方について	平成16年4月1日
5	別添8 消防用設備等点検済表示制度運用規程準則	同上
6	別添9 消防用設備等点検済表示制度運用細則準則	同上
7	別添10 消防用設備等点検済表示登録会員に関する審査基準準則	同上

(別添略)